

基準 2 2 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、基準 1 4、第 1、第 1 項の規定の例によること。
- 2 水源の有効水量の算定は、基準 1 4、第 1、第 2 項及び第 3 項の規定の例によること。
- 3 配管は、基準 1 4、第 1、第 4 項（第 3 号を除く。）の規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 単口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 8 0mm 以上、双口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 1 0 0mm 以上とすること。
 - (2) 管の口径に対する流水量は、第 2 2 - 1 表によること。

第 2 2 - 1 表

管の呼び (mm)	管の許容水量 (L/min)
6 5 以上	3 5 0
1 0 0 以上	7 0 0

- 4 非常電源、配線等は、基準 1 4、第 1、第 5 項の規定の例によること。
- 5 耐震措置は、基準 1 4、第 1、第 6 項の規定の例によること。
- 6 屋外消火栓箱は、基準 1 4、第 1、第 7 項第 1 号から第 4 号までの規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 屋外消火栓箱の上部又は屋外消火栓箱の扉表面の上端部に、取り付け面と 1 5 度以上の角度となる方向に沿って 1 0 m 離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けるよう指導すること。
 - (2) 雨水又はねずみ等が侵入できない構造のもので、かつ、通気口を設けたものであるよう指導すること。
 - (3) 扉は、容易に全開することができる構造のものであるよう指導すること。
- 7 屋外消火栓は、次によること。
 - (1) 地上式とし、かつ、ホース接続口（差込式で、口径が 6 5 mm のもの）が屋外消火栓箱の内部に格納されているものであるよう指導すること。
 - (2) 建築物の外壁に接して、出入口又は開口部付近に設けること。
 - (3) 令第 1 9 条第 3 項第 1 号の「建築物の各部分」とは、建築物の 1 階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上 1 m 程度）をいうものであること。
 - (4) 大規模な工場等で、屋外消火栓を令第 1 9 条第 3 項第 1 号の規定により設置した場合において、当該防火対象物の中央部に生ずるデッドスペースは、屋外消火栓設備の有効範囲内の部分とみなさず、屋内消火栓設備を設置するよう指導すること。

- 8 ホース及び筒先は基準14、第1、第8項第1号の規定の例によるほか、次によること。
- (1) 1の屋外消火栓につき、呼称65、長さ20mのホース2本以上及び筒先1本以上を、屋外消火栓箱に格納しておくよう指導すること。
 - (2) ノズルは、噴霧ノズルとするよう指導すること。
ただし、令第11条第4項を適用しない場合は、スムーズノズル（棒状放水専用のノズルチップをいう。以下同じ。）又は噴霧ノズルとすることができる。
 - (3) 令第19条第3項第2号に規定する消防用ホースの長さとは、当該屋外消火栓のホースを展長させたものに「15m」の放水距離を加えた範囲により、当該各規定に定められた放水範囲の各部分を有効に放水できる長さとする。
 - (4) 筒先はハンドル（取手）、背負い紐（肩バンド）及び滑り止めの措置（赤紐巻等）が講じられたものとするよう指導すること。
- 9 標識等は、次によること。
- (1) 屋外消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋外消火栓の使用方法を表示すること。
 - (2) 「ホース格納箱」及び「消火栓」の表示は基準38によること。
- 10 消防用ホースの摩擦損失計算は、第22-2表によること。

第22-2表

ホースの摩擦損失水頭表（100m当たり） [単位m]

流量 (L/min)	呼称 種別	ホース呼称	
		呼称65のホース	
	麻ホース	ゴム内張ホース	
350		10	4